

＜登録ロゴ使用の手引き＞

(FSSC 登録組織用)

(KM4-K014b)



2015年1月26日 制定

2016年5月23日 改1

高圧ガス保安協会 (KHK) I S O 審査センター

KHK-I S O 審査センターによって食品安全マネジメントシステムの審査登録を受けた事業所は、登録ロゴ等を使用することができます。登録ロゴ等は、本手引きを参照し、これに沿ってご使用ください。なお、登録企業遵守規定を併せてご参照ください。

I 登録ロゴ、FSSC ロゴ及び認定シンボル使用にあたっての一般事項

1. KHK-I S O 審査センターによる食品安全マネジメントシステム (FSSC22000) の認証を受けた事業所は、その登録日から、当センターの登録ロゴ (及び FSSC22000 の認証組織の場合は FSSC ロゴ) を使用することができます。
また、その審査登録が当センターの J A B 認定範囲内の場合は、当センターの登録日から直ちに J A B 認定シンボルも使用することができます。
2. 上記 1. の登録ロゴ、FSSC ロゴ及び認定シンボルは、登録されたマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物、ウェブサイト等に使用することができます。ただし、その製品自体が当センターの審査登録を受けたかのような誤解を避けるため、登録ロゴ、FSSC ロゴ及び認定シンボルを製品自体やその近くに表示することはできません。また、製品ラベルに「FSSC22000 認証取得企業で生産」といった言及を行うこともできません。
3. 登録ロゴ、FSSC ロゴ及び認定シンボルは、登録証の附属書に記載された製品／サービスの範囲に関してのみご使用頂けます。その範囲外の製品／サービスに対しても審査登録されているかのような誤解を招く表示や使用はなさないようお願いいたします。
4. 登録事業所が登録の一時停止を受けた場合、その期間中、登録ロゴ、FSSC ロゴ及び認定シンボルはご使用になれません。登録の取り消しがあった場合は、それ以降、登録ロゴ、FSSC ロゴ及び認定シンボルはご使用になれません。
5. 登録ロゴ、FSSC ロゴ及び認定シンボルをご使用になるときは、その付近に必ず、当センターが登録証発行時に付与した登録番号を表示してください。(これにより、登録ロゴ、FSSC ロゴ及び認定シンボルの使用者や登録内容の照合が可能になります。)
6. 登録ロゴ、認定シンボルの色としては、指定のオリジナル色以外に、オリジナルの近似色、黒色、灰色、金色又は銀色をご使用頂けます。ご不明の場合は、当センターにあらかじめご相談ください。FSSC ロゴの色としては、「II 5.2」をご確認ください。
7. 判読できないような小さなものでない限り、登録ロゴ、FSSC ロゴ及び認定シンボルのサイズについて定めはありませんが、形状の加工・変更や形状比率変更はできません。
8. 具体的な使用方法等については、II の「登録ロゴ及び認定シンボルの表示方法及び使用方法」をご覧ください。

Ⅱ 登録ロゴ、FSSC ロゴ及び認定シンボルの表示方法及び使用方法

1. KHK-I S O審査センター登録ロゴのデザイン及び指定色

KHK-I S O審査センター固有の登録ロゴは、本ページ下部に示すものです。当該ロゴを使用する場合は、必ず、当センターが提供する印刷物用清刷（保存形式：B I TMAP／解像度：299dpi）及びウェブサイト表示用清刷（保存形式：J P E G／解像度：96dpi）を基にしてください。KHK登録ロゴの指定色は、D I C 2601（分解色：C 100%+M 80%）ですので、通常はこれを使用してください。ただし、指定色以外にもその近似色、黒色、灰色、金色及び銀色のいずれかをご使用頂けます。これ以外の色のご使用を希望される場合は、あらかじめ当センターにご相談ください。

なお、当該ロゴの色と地色とは、明瞭な対比をもたせるようにご注意ください。

2. KHK-I S O審査センター登録ロゴのサイズ

KHKの登録ロゴのサイズは拡大・縮小できますが、形状の加工・変更はできません。形状の比率も変えないようにしてください。例えば、長体や斜体にはできません。

縮小する場合、登録番号や文字が肉眼で識別できないような小さなものにしないでください。

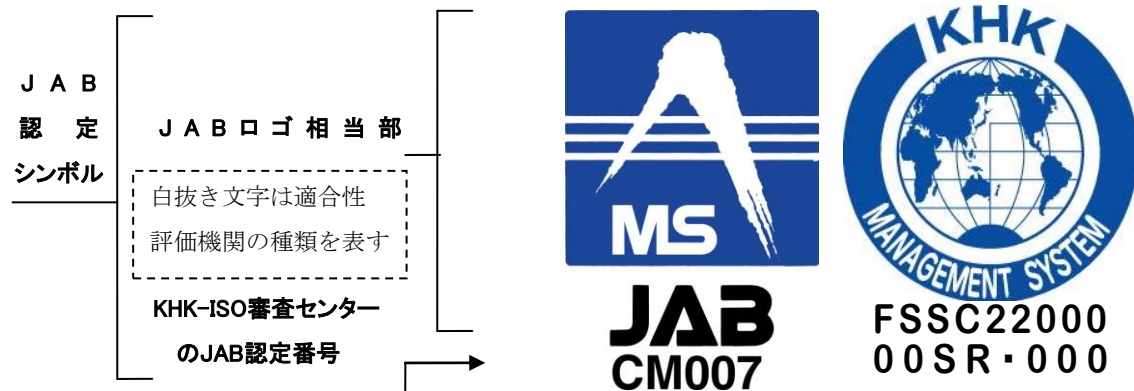
3. KHK-I S O審査センターの登録ロゴを使用する場合

KHK登録ロゴの使用に際しては、本ページ下部に示すようにロゴの直下に、適用規格及び当センター登録証発行時に付与した登録番号を黒色で必ず明示してください。なお、字体については特に指定はありません。



4. J A B 認定シンボルを使用する場合

- 4.1 KHK・I S O 審査センターで受けた食品安全マネジメントシステムの認証が当センターの J A B 認定範囲内の場合は、J A B 認定シンボルも使用することができます。J A B 認定シンボルを使用する場合は、必ず、KHK登録ロゴと組み合わせてご使用ください。J A B 認定シンボル単独では使用できません。



- 4.2 J A B 認定シンボルは、上図左側に示すように J A B ロゴ相当部及び J A B 認定番号で構成されます。

- 4.3 J A B 認定シンボルの指定色は、上部の図形の背景は青色（印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキKK DIC579、PANTONE300C 又は その近似色、ウェブサイト上は、印刷用マンセル値その他の色指定コードを R G B 値への変換した近似色）です。サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色がご使用になれます。また、内部の白抜き部（文字含む）は図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下「J A B」の文字及び認定番号は黒色にて表示してください。認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、認定シンボル及び認定番号の全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示できます。

なお、J A B 認定シンボルは、地色との明瞭な対比をもたせて表示するようご注意ください。

- 4.4 J A B 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後の J A B ロゴ相当部及び認定番号のサイズ比を清刷と同じに保ってください。

- 4.5 J A B 認定シンボルの直下に、当センターの J A B 認定番号（C M 0 0 7）を、黒色で、必ず表示してください。認定シンボルの大きさは、認定番号までを含め原則として高さ30ミリ以上としてください。名刺等に使用する場合、この認定番号は文字が明瞭に読み取れるようにしてください。縮小することにより、明瞭な表示が困難とならないようご注意ください。なお、字体についてはとくに指定はありませんが、ヘルペチカファミリー（ヘルペチカボード）の字体で例示しています。

- 4.6 J A B 認定シンボルを印刷物に用いる場合は、当センターが提供する印刷物用清刷(保存形式：B I T M A P / 解像度：299 d p i)を使用してください。また、ウェブサイトを用いる場合は、当センターが提供するウェブサイト表示用清刷(保存形式：J P E G / 解像度：96 d p i)を使用してください。(いずれも、J A B から提供された清刷を元にしてあります。なお、写植の清刷を電子的データに加工・編集し、ウェブサイトその他の電子的媒体に載せることはしないでください。)
- 4.7 J A B 認定シンボルは、当センターから提供した清刷を一体の状態で使用し、その各要素(J A B ロゴ相当部、認定番号)を分解して個別に使用したり、それらを組み替えて使用したりしないでください。
- 4.8 これらの清刷の保存形式及び解像度は、当センターから提供した状態を維持し、他の保存形式に変更したり、解像度を低めたりしないでください。

5. FSSCロゴを使用する場合

- 5.1 K H K ・ I S O 審査センターで受けた認証がFSSC22000の場合は、FSSCロゴも使用することができます。FSSCロゴを使用する場合は、必ず、K H K 登録ロゴと組み合わせてご使用ください。FSSCロゴ単独では使用できません。
- 5.2 FSSCロゴの指定色は、次の通り指定されています。
グリーン：Pantone348 U：CMYK=82/25/76/7, RGB=32/132/85, #218455
グレー：60% black：CMYK=0/0/0/60, RGB=135/135/135, #87888a
印刷物に使用する際、他のすべてのテキストや画像が白黒の時には、白黒でのロゴの使用が可能です。
なお、ロゴは地色との明瞭な対比をもたせ、また文字等が明確に判読可能なサイズで表示するようご注意ください。
- 5.3 FSSCロゴを印刷物に用いる場合は、当センターが提供する印刷物用清刷(保存形式：EPS)を使用してください。また、ウェブサイトを用いる場合は、当センターが提供するウェブサイト表示用清刷(保存形式：J P E G)を使用してください。
- 5.4 これらの清刷の保存形式及び解像度は、当センターから提供した状態を維持し、他の保存形式に変更したり、解像度を低めたりしないでください。
- 5.5 FSSCロゴマークは、K H K 登録ロゴと共に使用してください。また、使用する場合は近傍に並列表示してください。その際は、それぞれのサイズがほぼ同等になるようご注意ください。

6. KHK登録ロゴ、FSSCロゴ及びJAB認定シンボルを印刷物、ウェブサイト等に使用する場合、これらの作成を行わせる目的で、当センターが提供した清刷を下請負業者（印刷業者等）に使用させることができます。その際、上記4.の内容を当該下請負業者に守らせてください。なお、この目的以外には、当センターが提供した清刷を他者に提供しないでください。
7. 当センターから提供を受けた清刷の保護及び漏洩防止のため、それら清刷の適切な管理を行ってください。それらを下請負業者に提供した場合は、当該下請負業者に同様に適切な管理を行わせてください。また、当該下請負業者の一覧を備え、当センターが要求した場合は提示するようにしてください。
8. JAB認定シンボルをKHK登録ロゴと組み合わせて使用する意味は、当センターがJABから認定を受けており、貴事業所はその当センターにより認証されているということを表すためです。従って、貴事業所が直接JABから認定を受けているとの誤解を生じさせるような方法で認定シンボルを使用しないでください。
9. Iの2.に前述したごとく、KHK登録ロゴ、FSSCロゴ及び認定シンボル（以下、省略して単に登録ロゴと呼びます。）は、登録されたマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物、ウェブサイト等に使用することができます。以下はこれに関する補足説明です。

9.1 総合カタログ及びパンフレットへの表示

対象製品／サービスのカタログ及びパンフレット（会社案内）等に登録ロゴをご使用頂けます。しかしながら、対象外の製品／サービス、組織等を含めた総合カタログの場合は、表紙に登録ロゴを使用すると、登録がそれら対象外の部分にも及ぶと誤解される恐れがあります。

したがって、このような場合は、対象組織（登録範囲に含まれる事業所）における対象製品／サービスのページにのみ登録ロゴを使用するか、登録ロゴの近傍に登録範囲に含まれる事業所及びその事業所の対象製品／サービスを明記するか、あるいは、登録範囲外の対象製品／サービス及び事業所が掲載されている部分の近傍に登録範囲外であることを明記する等の方法により、第三者が登録範囲を誤解する恐れがないようにしてください。

9.2 製品、パッケージ等への表示

製品、製品の包装箱、製品を繰り返し運ぶ容器・車輛等には、その製品自体が認証を受けたように誤解されるおそれがあるためご使用頂けません。

9.3 名刺への表示

名刺にご使用になる場合は、登録事業所内の登録された対象製品／サービスの範囲の業務従事

する方々のみ使用できます。これ以外の方々は、名刺に使用できませんのでご注意ください。

9. 4 共用品への表示

登録事業所でご使用になる封筒、レターヘッド、FAX送付状、レポート用紙等にご使用頂けます。

9. 5 得意先宛の印刷物への表示

登録事業所でご使用になる注文書、納品書、契約書、販売促進資料にご使用頂けます。
ただし、製品の保証書、仕様書、取扱説明書、試験報告書等へは、製品の保証と誤解されるおそれがあるため、ご使用頂けません。

9. 6 各種プロモーション用品への表示

登録事業所が作成されるテレホンカード、カレンダー、オレンジカード、キャンペーン用メモ用紙、紙袋、手提げ袋等にご使用頂けます。

9. 7 広報関係での表示

ウェブサイト、新聞、雑誌等の広告については、登録事業所及び対象製品／サービスを明記した上で、ご使用頂けます。


9. 8 会社名表示板及び看板への表示

登録事業所内の掲示板等に表示することができます。なお、登録事業所以外の事業所には表示できません。

9. 9 その他

上記以外の方法で、登録ロゴの使用又は表示をご希望になる場合は、あらかじめ当センター管理グループまでご連絡ください。

表1. KHK 登録ロゴ及び KHK 登録ロゴに JAB 認定シンボル及び/又は FSSC22000 ロゴを併記する場合の使用例



<p>認証(審査登録) されたマネジメント システム</p>	<p>KHK登録ロゴ 登録ロゴ直下に適用規格、 登録番号を明示すること。</p>	<p>J A B 認定シンボル及び/又は FSSC ロゴ + KHK 登録ロゴ 登録ロゴ直下に適用規格、登録番号を明示すること。</p>
<p>食品安全システム 認証 22000 (FSSC22000)</p>		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">又は</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">又は</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>

(参考) (旧)FSSCロゴについて

FSSCロゴは、2016年1月1日付けをもって改定されました。これに伴う(新)FSSCロゴへの移行期間は、3年間と定められております。

従いまして、現在、登録されたマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物、ウェブサイト等に(旧)FSSCロゴを使用されている場合は、2018年12月31日までに(新)FSSCロゴへの変更をお願いします。

表2. FSSCロゴの変遷

	(旧) FSSC ロゴ	現在
FSSC ロゴ		
使用期限	(~2018年12月31日)	

<お問い合わせは下記へ>

KHK-I SO審査センター 管理グループ

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13

ヒューリック神谷町ビル11階

TEL 03-5405-1160

FAX 03-5405-4890